

I 事業計画大綱

1. 基本理念 『おだがいさまのまちづくり』

鶴岡市社会福祉協議会は、本市の地域福祉推進の中核的団体として、住民がお互いに支え合い、安心した暮らしと優しさを育む福祉のまちを創るために、住民の主体的参加と行政並びに、自治組織、関係団体、社会福祉法人との協働による「おだがいさまのまちづくり」を推進します。

2. 基本方針

社会保障・社会福祉の制度が進展する中で、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を掲げた生活困窮者自立支援制度、成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備など「地域福祉の施策化」が進められ、社会福祉協議会に求められている役割や期待はますます大きくなっています。そして同時に、現役世代の減少が顕著となる「2040年問題」も視野に入れ、今後の事業・活動を展開・継続していかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、住民参加を基本にさまざまな事業活動、連携・協働に取り組み、そこで培ってきたノウハウを生かし、将来を見据えた目標、方向性を定め、具体的な戦略をもって、個別支援（見守り、生活困窮、ひきこもり、高齢者・障がい者・児童に対する虐待等）と地域支援に取り組む社協（総合支援型社協）を継続して目指します。

本会の経営基盤の柱である介護、福祉サービス事業は、介護保険制度の施行から20年以上が経過し、福祉を取り巻く社会情勢や法令・制度、福祉サービス事業などの市場構造も大きく変化し、本会の近年の資金収支差額は、令和2年度以降赤字決算が続くなど非常に厳しい経営状況が続いています。

こうしたことから、今年度も、障がい福祉サービス事業、児童福祉サービス事業も含め、法人全体の事業経営、また、地域福祉を推進するための財源のあり方等を、組織をあげて継続的に検討を進め「持続可能な経営、財務基盤の確立」に努めます。

3. 重点事業

（1）法人運営の強化（経営戦略の確立）

地域生活課題の変化、社会福祉をめぐる諸制度が大きく変革する中で、新たな地域福祉の推進体制、各事業等の持続可能なサービス提供体制を構築するため、業務の見直し、事業の経営分析、課題整理を、各所管の会議やプロジェクトチームによる会議で継続的に進め、各部門に相応しい財源、人材、施設・設備の投資計画を策定し、また、限られた人材や財源を重点的な事業に焦点化し、事業の統廃合等も検討しながら法人運営の強化にさらに努めます。具体的にはデイサービスセンターはちもりのとようらへの統合、短期入所センターおお

やまの2床を入居ベッドへの転換、福祉センター長の減員（3名）などを行います。

同時に「発展・強化計画」（4年次）に基づき、経営基盤の強化、労務管理体制、人材確保と人財育成策の強化をさらに進め、社会福祉法人として強固な組織体制を目指します。

福祉を取り巻く社会情勢や市場構造も大きく変化し、サービス事業収益が減少し、非常に厳しい経営状況が続いていることを、全ての職員一人ひとりが十分認識するとともに、社協組織の再編や事業運営体制、財源構造を変革しなければならない中で、常に地域の特性や実情を把握し、事業の優先度や費用対効果の視点から、斬新な発想で創意工夫を行い、経営戦略の確立に努めます。

（2）地域福祉事業の推進

かつてのように地域住民の福祉活動やボランティア活動、ネットワークづくり（組織化）が地域福祉の主題であった時代では、その推進は社協を中心でした。

しかしながら、今日、地域課題は複雑化・深刻化しています。制度の狭間や声を上げづらい人たちのニーズを見逃さないよう、これまで以上に地域に出向いて住民と対話したり、関係機関・団体等と連携したりして地域情報を把握することができるか、また、新たなネットワークを地域の中に張りめぐらすことができるか、今、個別支援と地域支援が融合した活動（コミュニティソーシャルワーク）が社協に求められています。いち早く支援の手を申しのべることができるようするために、地域福祉推進体制、事業等を今日的なものへと見直しを進めながら、鶴岡市からの補助事業「コミュニティソーシャルワーカー」の配置と委託事業「重層的支援体制整備事業移行準備事業」（3年次）における多機関協働事業（チームアプローチ）により徹底したアウトリーチ¹に努め、より機能的な相談支援体制の構築を進めます。

また、6年目となる、特別養護老人ホームを経営する9つの社会福祉法人による「地域における公益的な取組」では、今後、社会福祉法人が連携した地域福祉展開のあり方を検討します。

近年、全国的に災害が大規模化、頻発化する傾向にあり、いつどこで甚大な災害が発生してもおかしくない状況にあります。社協は災害が発生した場合、災害ボランティアセンターの開設に動き、支援の活動調整をすることが求められていることから、市担当課、NPO等関係団体と連携を図りながらセンターの設置・運営訓練を継続して実施します。

（3）生活支援事業の推進

関係機関、専門機関との調整を行いながら、増加傾向にある判断能力に不安がある方の日常的な金銭管理等の支援、財産管理や身上保護²の成年後見の支援にさらに努めます。同時に、鶴岡市からの委託事業「成年後見制度中核機関の運営」（2年次）では、鶴岡市担当課

¹ アウトリーチ：支援が必要にもかかわらず、それを望まない、受けられない対象者に対し、支援（情報）を届ける手法のこと。

² 身上保護：後見制度で後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと。

と十分調整しながら、司法等専門機関、相談支援機関と連携し、中核機関としての機能の構築（仕組みづくり）を計画的に進めます。

コロナ禍における生活福祉資金特例貸付、及び緊急小口資金拡充支援資金貸付を受けた世帯に対し、県社協からの委託事業（貸付相談支援員の配置／2年次）における償還指導に合わせて、生活状況を把握し、借受世帯の生活の安定につながる支援を継続して進めます。

（4）高齢者福祉、障がい者福祉事業の推進

「第三期鶴岡市社協事業経営計画」（4年次）に掲げられた、重点課題の進行管理、評価に基づいた取組を継続して進めます。

介護保険制度をはじめとする制度改革やサービス利用者のニーズ、地域の介護保険事業者の動向等、事業経営をめぐる環境の変化は大きく、近年の介護保険事業収入については、令和2年度約1,985,698千円の収入に対し、令和4年度が約1,803,306千円で約182,392千円減少し、近年は、非常に厳しい收支状況が続いています。このように事業収入が大幅に減少する中で、特に持続可能な事業経営について、昨年度に引き続き組織全体での議論を踏まえ、事業の統合や縮小、収益性の高い事業への転換、事業の効率化を図るための業務見直しを計画的に進めます。

また、令和6年度から実施される介護保険サービス、障がい福祉サービスの報酬改定を踏まえ、各事業経営における月次、四半期での收支状況の点検や分析、サービス提供実績の月別推移や変動要因の分析、稼働改善の検討、職員配置の変更、経費削減等を常に意識した経営に努めます。

（5）児童福祉事業の推進

「第三期鶴岡市社協事業経営計画」（4年次）に掲げられた重点課題に基づいた取組を計画的に進めます。また、子どもを取り巻く環境の変化や諸問題に対し、関係機関との連携を密にしながら各サービスの質の向上に努めます。

児童館、学童保育所の運営については、鶴岡市の施策と連動した事業運営に努めながら、令和6年度は、特に、第四学区学童保育所の登録児童の増加にともない、新たなクラブ室の確保を進め、受入れ体制の強化を図ります。

保育園の運営については、近年、園児数の減少にともない事業収入の減少が顕著となり、収支バランスが悪化しています。今後、持続可能な事業経営の検討を踏まえ、具体的に4つの保育園を2保育園に統合する計画を進め、令和7年度からの2園体制に向けた準備に取り組みます。